

第6期第6回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和6年8月28日（水）14:00～16:30

場所：青少年育成センター 第1研修室

議事次第

入室（資料確認）

- 1 開会
- 2 青少年部長挨拶
- 3 議事
第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について
- 4 閉会
事務連絡

〔配付資料〕

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿
- ・ 資料2 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿
- ・ 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- ・ 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- ・ 資料5 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）

第6期 横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 委員名簿

【敬称略 50音順】

任期:令和4年11月1日～令和6年10月31日

	所属・役職 等	氏名
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	くらね みほ 倉根 美帆
2	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか 理事長	しまだ のりたか 島田 徳隆
3	立教大学 コミュニティ福祉学部 特任教授	つとみ ひろし 津富 宏
4	駒澤大学 総合教育研究部 教授	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
5	横浜市立中学校長会(市場中学校 校長)	ひらもり よしのり 平森 義教
6	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一
7	横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科 教授	みわ のりえ 三輪 律江
8	神奈川県弁護士会	やお きとし 矢尾 寛史
9	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	やなだ りえこ 梁田 理恵子
10	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)	よこた たかゆき 横田 孝行

横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 事務局名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
青少年部長	たぐち かなえ 田 口 香 苗
青少年育成課長	もりわき みやこ 森 脇 美 也 子
青少年相談センター所長	やまさき みなこ 山 崎 三 七 子
青少年育成課担当係長	なす こうじ 那 須 康 二
青少年育成課担当係長	いしまる まさや 石 丸 雅 也
青少年相談センター副所長	おおつ きえこ 大 津 章 絵 子
青少年相談センター相談支援担当係長	はぎわら としかず 萩 原 敏 一
企画調整課長	かきぬま ちひろ 柿 沼 千 尋
企画調整課担当係長	いくの もと やす 生 野 元 康
こども家庭課長	ふじなみ ひろこ 藤 浪 博 子
放課後児童育成課担当係長	いのうえ ひびき 井 上 響
地域子育て支援課担当係長	やまもと まいこ 山 本 麻 依 子

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 素案

計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法横浜市行動計画
横浜市子ども・若者計画
横浜市こども計画

令和6年8月9日

時点版

横浜市

目次

第1章 計画について	
1 計画の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
5 本市における他計画との関係	
第2章 こどもや子育てを取り巻く状況	
1 人口や少子化の状況	
2 こども・家庭の状況	
3 地域・社会の状況	
4 第2期計画の振り返り	
第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点	
1 目指すべき姿	
2 計画推進のための基本的な視点	
第4章 施策体系と事業・取組	
1 重点テーマ	エラー! ブックマークが定義されてい
2 施策分野・基本施策とその関係性	
3 施策体系図	
4 指標一覧	
5 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性	
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 量の見込み・確保方策	
第6章 計画の推進体制等について	6
参考資料	6

調
整
中

第1章 計画について

1 計画の趣旨

本市のこども施策及び子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。

また、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（ニーズ量）及び、量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を定めます。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、乳幼児期の保育・教育の充実や若者の自立支援、母子の健康の増進、地域における子育て支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進します。

令和5年4月、新たにこども基本法が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められました。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針（下記参照）や重要事項等が一元的に定められています。

【こどもの施策に関する基本的な方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

このようなこども分野における法律の施行等の状況を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置づけ
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、こどもの貧困対策に資する教育、福祉、子ども・子育て支援等の施策の方針や取組を、より詳細にまとめたうえで、丁寧に進めていくことを目的とした計画であるため、引き続き個別の計画として推進します。

なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められています。

3 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画の対象

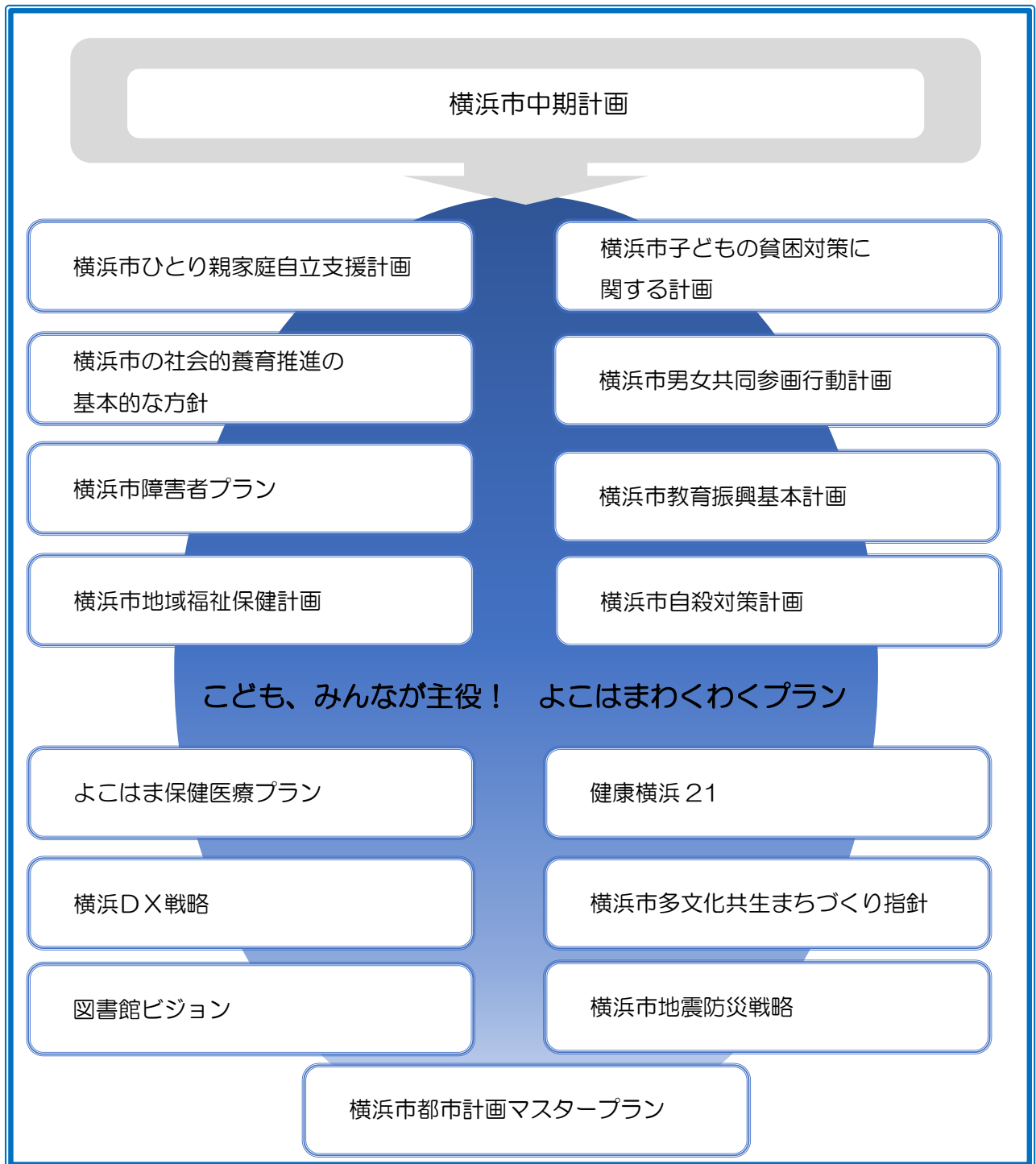
心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

- 主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。
- 若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

5 本市における他計画との関係

横浜市中期計画をはじめ、こども施策及び子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

<関連する主な計画等>



第2章 こどもや子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

(1) 人口、出生数、合計特殊出生率の推移

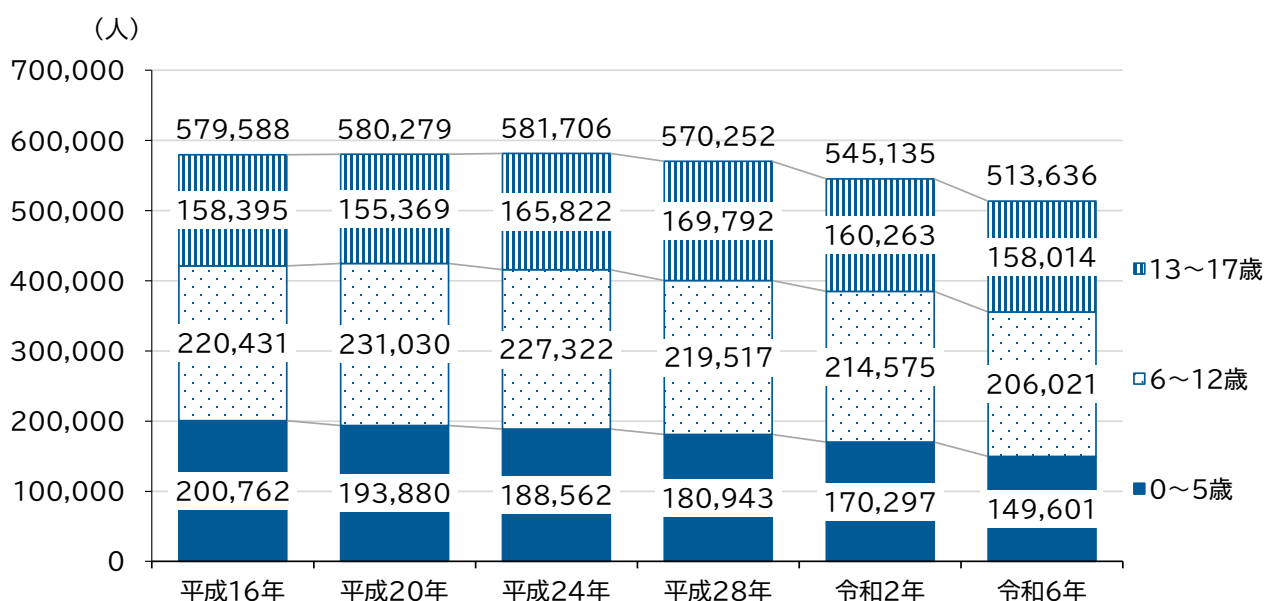
○本市の人口は、2021（令和3）年の約377.6万人をピークに減少に転じました。なお、2021（令和3）年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人となっています。

2021（令和3）年度中に市内から東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9%、他方、東京圏から転入した20～24歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は16.1%でした。

○2021（令和3）年から約50年後の2070（令和52）年の将来人口推計によると、本市の人口は約2割減少して、301.3万人と推計されています。

○本市の18歳未満の人口をみると、20年前の2004（平成16）年の57.9万人から約1割減少し、2024（令和6）年は51.4万人となっています。

図表 2-1 こども（0～17歳）の人口推移



（出典）横浜市統計書（各年1月1日時点）

- 本市の出生数は減少傾向にあります。2016（平成28）年には3万人を割り、2022（令和4）年時点で約2.4万人となっています。
- 本市の合計特殊出生率は2005（平成17）年以降上昇傾向に転じ、2015（平成27）年には1.37となりましたが、その後低下し、2022（令和4）年時点で1.16となっています。また、全国（2022年時点で1.26）と比較すると、低い水準で推移しています。

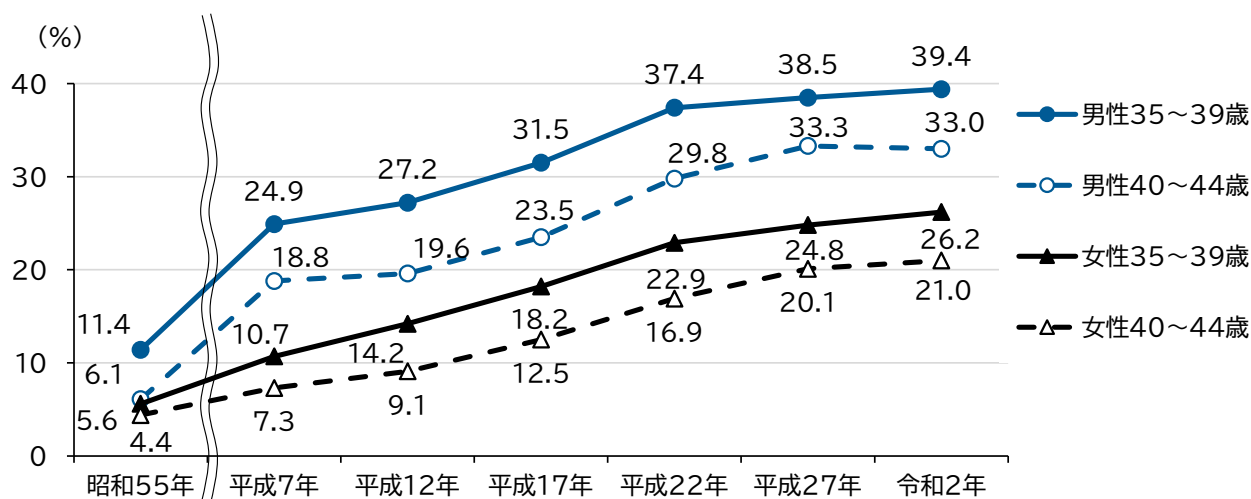
図表 2-2 合計特殊出生率と出生数の推移

データの確認中

（出典）横浜市統計書、厚生労働省人口動態統計

○本市の未婚割合は上昇傾向にあります。2010（平成 22）年における 40～44 歳の未婚割合は、男性は 29.8%、女性 16.9%でしたが、2020（令和 2）年における未婚割合は、40～44 歳では、男性 33.0%、女性 21.0%に上昇しています。

図表 2-3 未婚割合の推移



（出典）横浜市「国勢調査人口等基本集計横浜市の概要」

※ 令和2年及び平成27年は不詳補完値による。平成22年は配偶関係「不詳」を除く総数から算出。

○少子化により、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、子ども同士や子育て中の保護者同士の交流の機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

○子ども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会や、地域と子ども・子育て家庭の交流機会が減少しているとの指摘もあります。

○出産や子育てが個人の選択であることを前提としながら、希望する人が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるとともに、全ての子どもの健やかな育ちを支える必要があります。

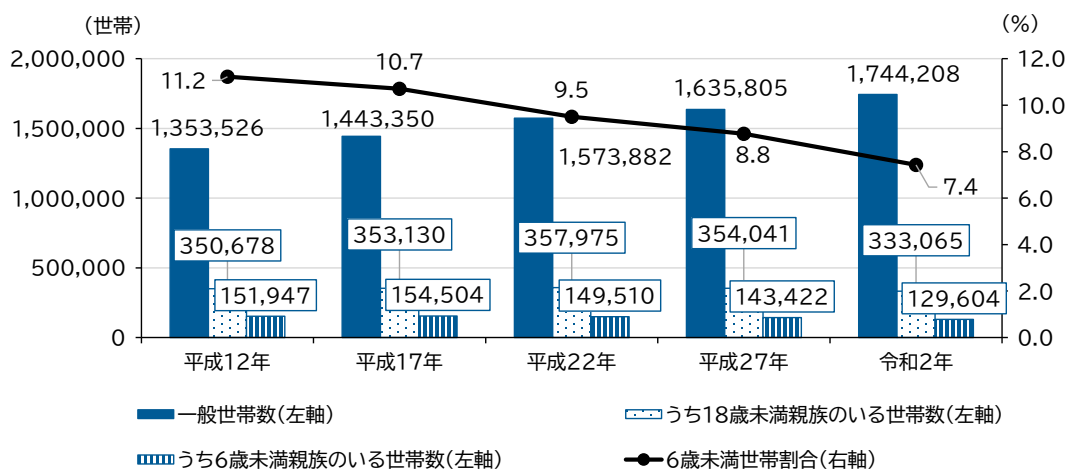
2 こども・家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

○本市の6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2%）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4%）となっています。

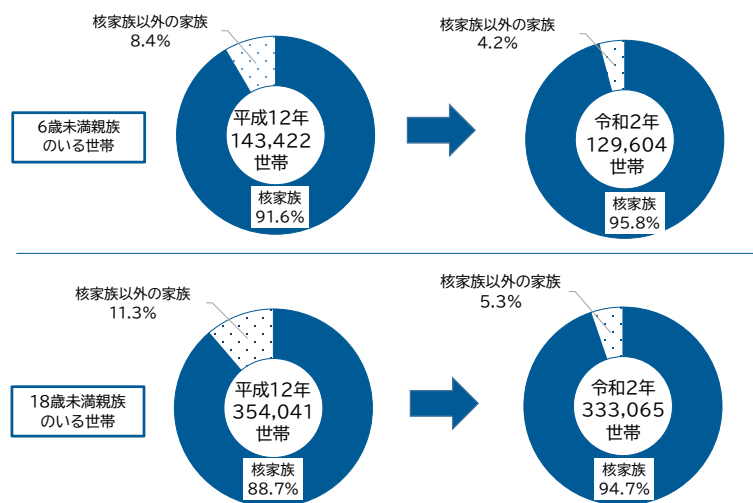
○2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯のうち95.8%が核家族世帯となっています。子育て世帯の減少や核家族化は、地域の住民がこどもや子育て世帯と接する機会の減少につながり、地域の中で子育て家庭の状況を把握しづらくなっています。

図表 2-4 世帯数の推移



(出典) 国勢調査

図表 2-5 こどものいる世帯の世帯類型の変化



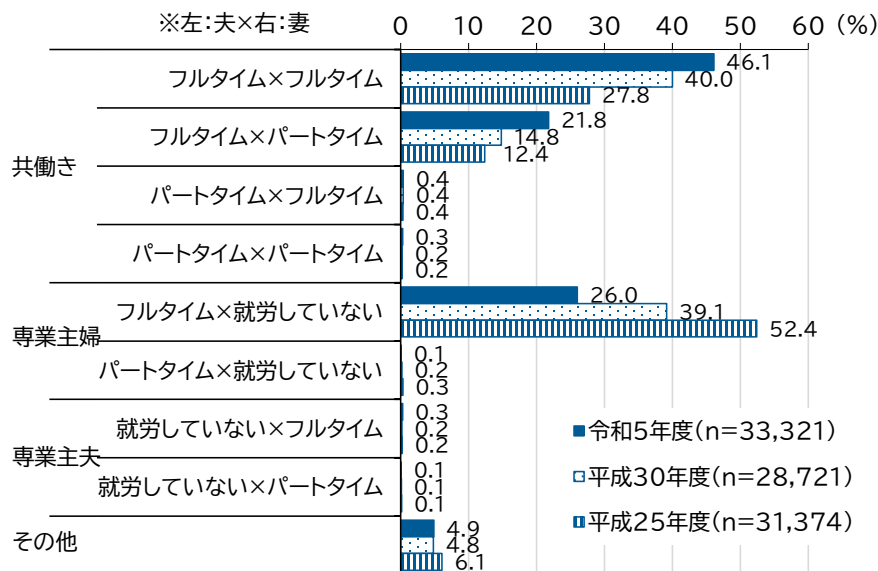
(出典) 国勢調査

- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（以下、「ニーズ調査」という。）（未就学児）では、子育てに対する周囲からの支えがない人の割合は、2013（平成25）年度は16.2%でしたが、2023（令和5）年度は22.0%となっており、祖父母等の親族や、友人・知人・近所の人など、周囲から子育てに対する支えが得られない家庭が増加しています。

(2) 就労状況等の変化

○ニーズ調査（未就学児）によると、父母共に就労している共働き世帯の割合は、2013（平成 25）年度の 40.8%から 2023（令和 5）年度には 68.6%に上昇しています。

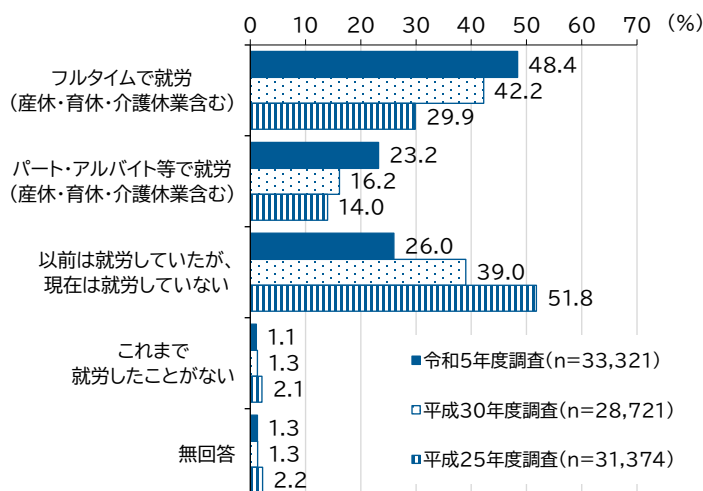
図表 2-6 世帯の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

○母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している割合やパート・アルバイト等で就労している割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」と回答した未就労の母親が減少傾向にあります。2023（令和 5）年度における母親の就労形態は、フルタイムが 48.4%、パート・アルバイト等が 23.2%、未就労が 27.1%となっています。

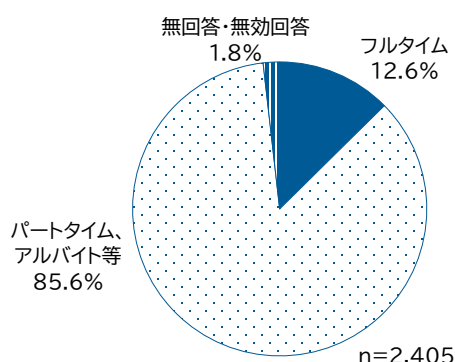
図表 2-7 母親の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

○未就労の母親のうち、就労したい意向がある割合は 80.2%であり、希望する就労形態はパート・アルバイト等が 85.6%となっています。

図表 2-8 就労したいと回答した母親が希望する就労形態



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(令和5年度、未就学児)

○父親が育児休業を取得した割合は、2013(平成25)年度の4.2%から2023(令和5)年度は40.6%に増えました。市民意見交換会では、参加者の実感として、5年前に比べて「父親の育児参加が増えたと思う」との意見も出されており、家庭での子育て事情に変化が見られます。

図表 2-9 父親の育児休業取得状況

データの確認中

(出典) 男女共同参画に関する事業所調査報告書

○新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、テレワークやワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が一層推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。

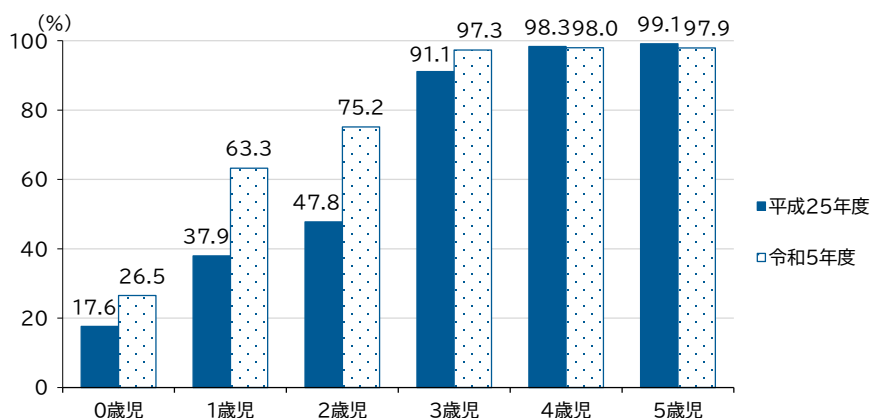
○以上のように、フルタイムやパート・アルバイト等の就業形態に加え、働く場所や時間の多様化など、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育・教育の基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められています。

(3) こどもの状況

(ア) 子育て家庭の教育・保育事業利用状況

○ニーズ調査（未就学児）によると、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、2013（平成25）年度の0歳児 17.6%、1歳児 37.9%、2歳児 47.4%から、2023（令和5）年度には0歳児 26.5%、1歳児 63.3%、2歳児が 75.2%と、大きく上昇しています。

図表 2-10 定期的な教育・保育事業の利用割合



（出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）より作成

○共働き世帯の増加に伴い、低年齢から長期間保育所等を利用しているこどもが増えてきています。また、保育・教育現場の実感として、一日の中でも、長時間保育所等を利用することも増加しているとの声もあります。

○保育・教育の質の向上に加え、保護者と保育・教育施設が両輪でこどもの育ちを支えていけるよう、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要です。一方で、定期的な教育・保育事業を利用しておらず、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ないと考えられる在宅で子育てを行う家庭への支援も必要です。

(イ) 保育・教育施設外や学校外の過ごし方や外遊び

○ニーズ調査（小学生）では、小学生の居場所の利用を促す方法として「様々な体験活動ができる」、「大人の見守りがある」、「自然の中で遊べる」の割合が高くなっています。また、学校の授業や行事以外での自然体験を「していない」は約3割となっています。

○夏の暑さが増している中で、季節を問わず安全・安心に活動できる環境が求められます。保育・教育現場の声として、新型コロナウイルス感染症拡大や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で実年齢より幼いこどもが増えているとの指摘があります。

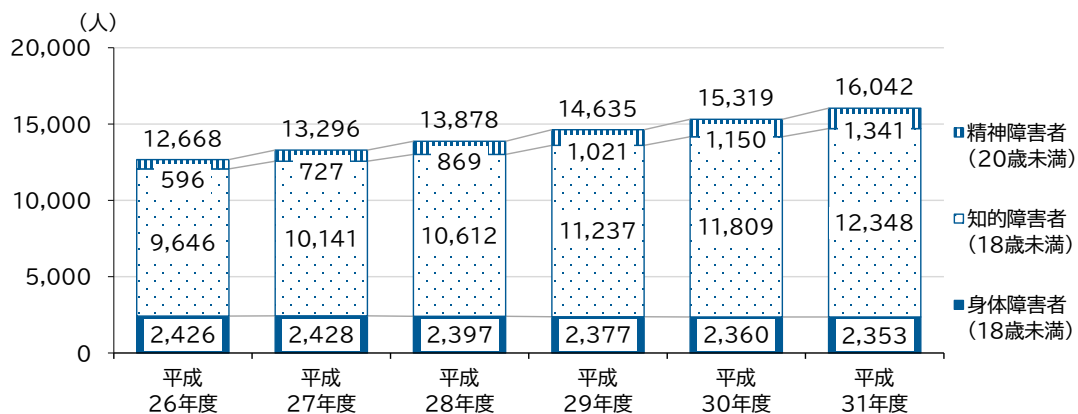
○市民意見交換会の中では、こどもの居場所に関することとして、雨の日の遊び場を求める声や、公園や既存公共施設の利用方法、学校以外の居場所の充実などに関する意見が出されています。

(ウ) 発達や障害等の状況

○ニーズ調査（小学生）によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」小学生の割合は 12.7% で、10 年前の 7.4%から増加しています。

○手帳保持者数は 2014（平成 26）年度の 12,668 人から 2023（令和 5）年度には 18,810 人と約 1.5 倍となり、増加傾向にあります。手帳種別にみると、精神障害者保健福祉手帳と愛の手帳（療育手帳）保持者数が特に増加しています。

図表 2-11 手帳保持者数（更新中）



(出典) 第 4 期横浜市障害者プラン

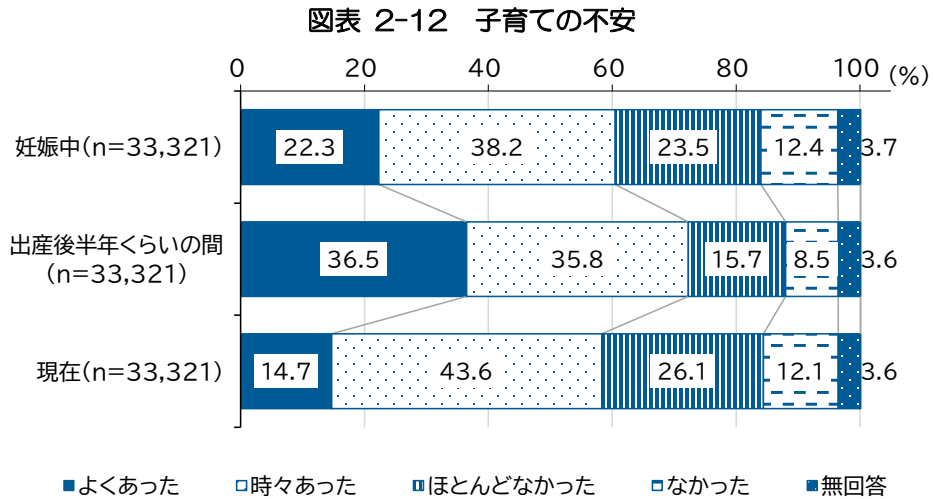
○放課後等デイサービス支給決定人数は 2018（平成 30）年の 6,468 人から 2022（令和 4）年には 9,886 人と 1.5 倍となり、発達障害児の増加が示唆されています。

○周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病のこどもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加しています。

○疾病や障害の有無に関わらず全てのこどものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められています。

(4) 子育ての困りごと

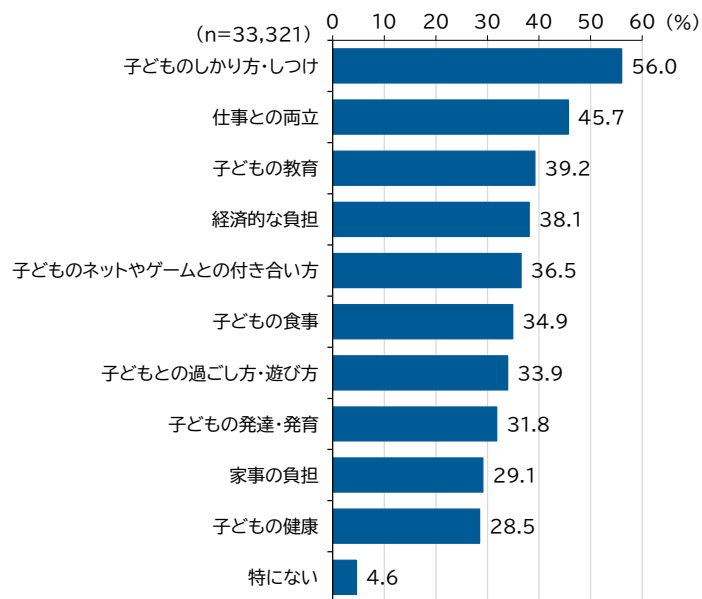
○ニーズ調査（未就学児）によると、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.5%、「出産後、半年くらいまでの間」では72.3%があったと回答しています。



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児）

○子育てに関する困りごとでは、「仕事との両立」が45.7%、「経済的な負担」が38.1%など、子育てに関して何らかの困りごとを抱えている人が92.7%となっています。

図表 2-13 子育ての悩みや困り事（上位10位、複数回答）



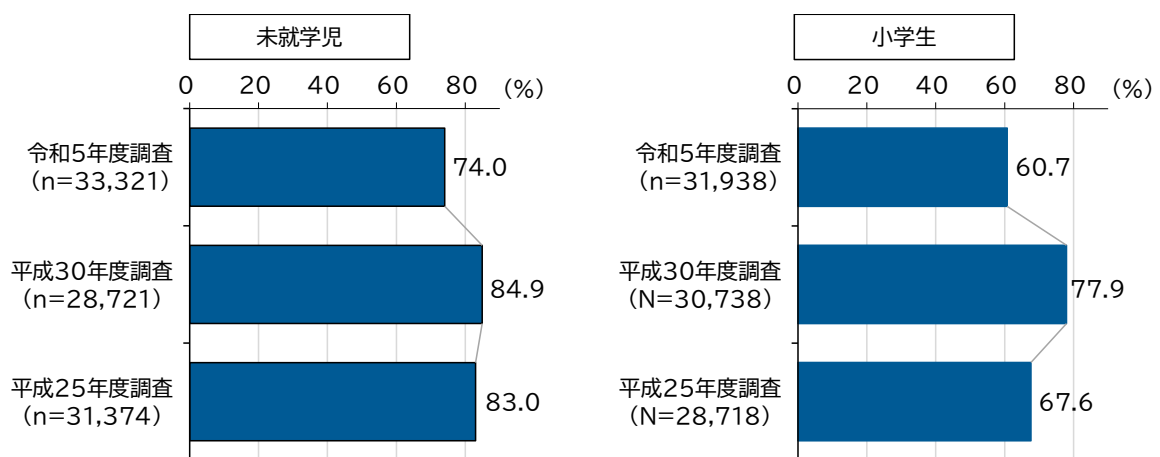
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児）

- 市民意見交換会の中で出された子育ての悩みやニーズは、5年前と比較して多様化している傾向が見られます。中でも、「行政手続や公的支援に望むこと」として、経済的支援の充実や手続のオンライン化などを求める声が多く出されています。
- 子育てに関する様々な不安や負担感を軽減し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要です。

(5) こどもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング 1

- 「令和5年度全国学力・学習状況調査」によると、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」「ときどきある」と回答した割合は、本市の小学校（公立）の児童で91.1%、中学校（公立）の生徒で88.1%となっています。
- ニーズ調査（こども本人向けの質問）によると、あったら良いなと思う場所として「建物の中で思い切り遊べる場所」が66.5%、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思い切りできる場所」が49.3%となっています。
- 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「こどもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出されています。また、「親自身の居場所」に関する声も多くみられ、子連れイベントなど、親同士知り合う機会や場を求めている実態がわかりました。
- ニーズ調査（未就学児・小学生）によると、子育ての満足度は5年前と比較して低下しています。相談相手がいる人や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した人は、満足度が高い傾向となっています。

図表 2-14 こどもを育てている現在の生活の満足度

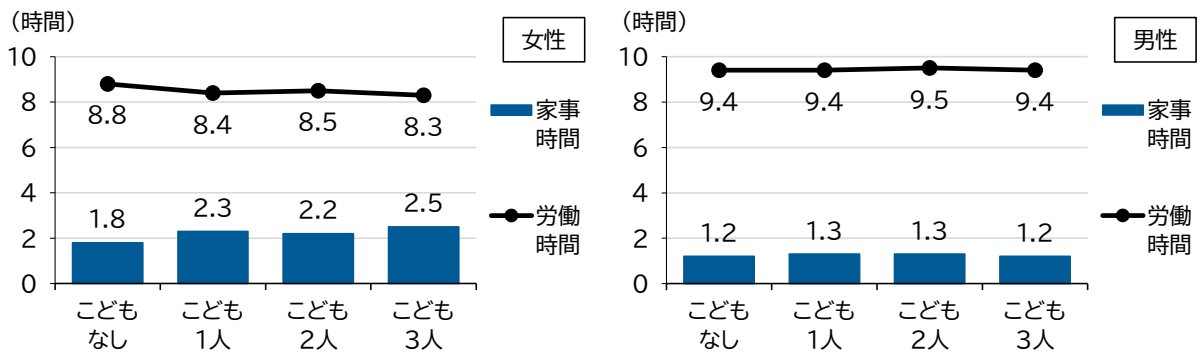


(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児、小学生）

¹ ウェルビーイングは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

○横浜市立大学と連携したハマスタディ調査（Wave1）によると、フルタイムで働く妻の平日の家事時間は子どもがいない家庭の 1.8 時間に対し、子どもがいる家庭は 2.2～2.5 時間となっています。夫は子どもの数と家事時間に関連がみられず、妻の家事時間のおよそ半分となっています。妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが悪化する傾向が見られます。妻の家事時間とウェルビーイングには負の相関がみられます。

図表 2-15 子どもの数と家事時間の関連

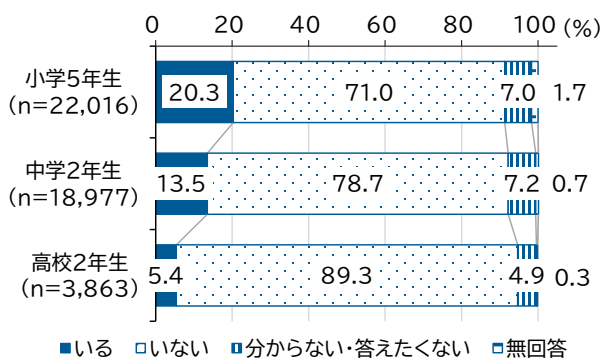


(出典) 横浜市立大学ハマスタディ調査

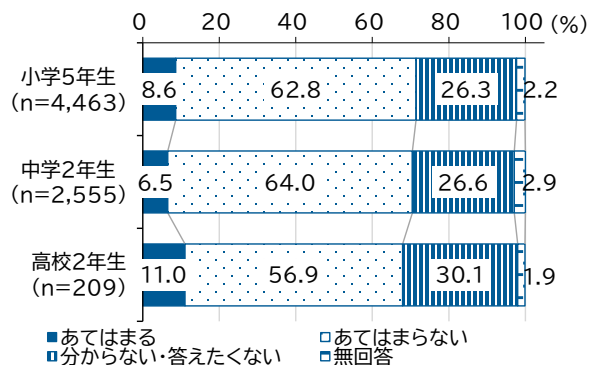
(6) 様々な状況にあるこども・若者

○「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。「いる」と回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思うこどもの割合は、小学5年生で8.6%、中学2年生で6.5%、高校2年生で11.0%となっています。

図表 2-16 家族のお世話をしているこどもの割合



図表 2-17 いると回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思う割合



(出典)「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」

○「横浜市子ども・若者実態調査」の推計によると、2022（令和4）年度のひきこもり状態にある15～39歳の人数は約1.3万人となっています。

図表 2-18 15～39歳のひきこもり推計人数

調査実施年度	2012 (平成24)年度	2017 (平成29)年度	2022 (令和4)年度
標本サイズ	3,000件	3,000件	3,000件
有効回答率	46.2%	33.5%	36.7%
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.39%	1.36%
15～39歳推計人口	約1,136千人	約1,046千人	約983千人
ひきこもり群の推計値	約8,000人	約15,000人	約13,000人

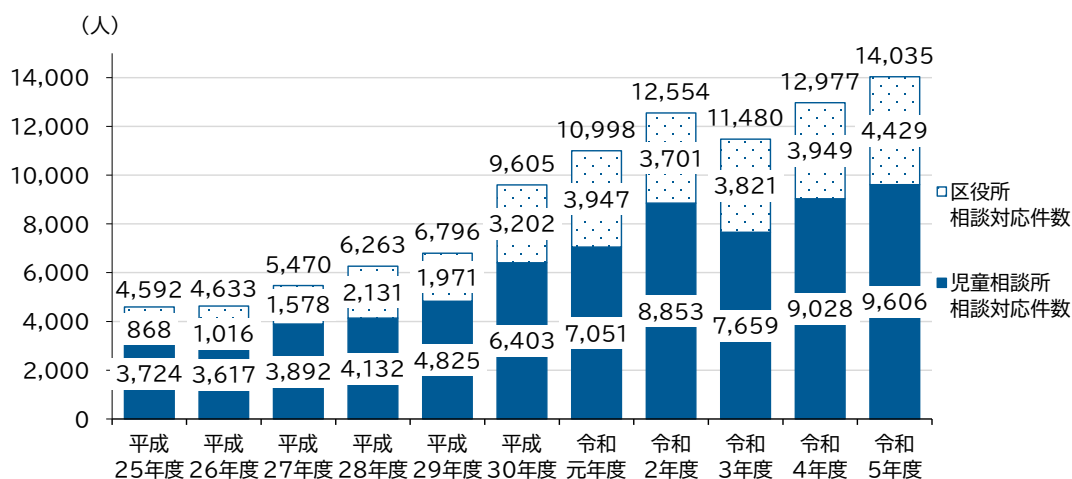
(出典)「令和4年度 横浜市子ども・若者実態調査」

※ 令和4年度調査におけるひきこもり群の定義は、過年度調査と異なるため、比較する際には留意が必要である。主な変更点としては、専業主婦・主夫や家事・育児を行っている者等で、家族以外の人との会話頻度が低い者をひきこもり群に含めたことが挙げられる。

○2021（令和3）年度の内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書によると、若年層（16～24歳）のうち、4人に1人以上（26.4%）が何らかの性暴力被害に遭っています。身体接触を伴う被害は12.4%（女性15.0%、男性5.1%）、性交を伴う被害は4.1%（女性4.7%、男性2.1%）となっています。²

○児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、2023（令和5）年度には14,035件と過去一番多い数となりました。

図表 2-19 児童虐待相談対応件数



（出典）横浜市子ども青少年局子どもの権利擁護課 子ども青少年局中央児童相談所資料

※ 令和6年1月に子ども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4・5年度については、通告・相談受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース（虐待非該当ケース）を除外している。

○文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、横浜市の不登校児童生徒数は8,170人となっています。

○子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されています。

○「子どもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要だと考えられます。

○居場所を持っていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、子どもの育ちにとって極めて重要です。どの子どもも分け隔てなく過ごせるよう、身近な地域で、子ども・若者のニーズを踏まえた多様な居場所が確保されるようにしていく必要があると考えられます。

² アンケートの回収率が全体で2.8%であって、任意の回答者（積極的に回答した方）の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要。

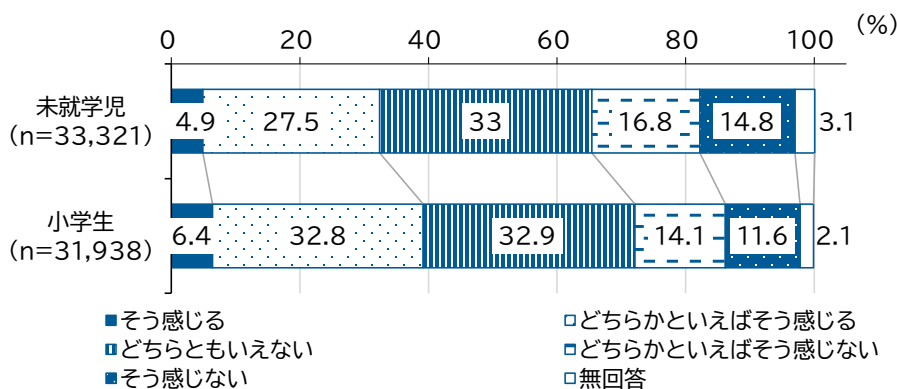
3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

○ニーズ調査（未就学児）によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解」を挙げた人が48.3%となっています。

○また、地域社会から見守られている、支えられていると感じない人は、未就学児保護者では31.6%、小学生保護者では25.7%います。そのような方は生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくる上でも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要となっています。

図表 2-20 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児・小学生）

○市民意見交換会では、「こどもが楽しく関われる地域の場がほしい」「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や居場所を求める意見が多く寄せられています。

○本市のNPO法人に関して、2023（令和5）年12月時点で1,498の認証法人が設立されています。そのうちこどもの健全育成を図る活動を行っているのは約45%であり、こども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。

○コミュニティサロンや地域食堂など、市内のこどもや子育て家庭を支える地域の居場所には多世代交流の拠点として幅広い年代を対象とした取組も行われています。地域福祉保健計画と連動して、分野を超えた身近な地域をつながりづくりの取組に対する支援のあり方を考えていくことが必要です。

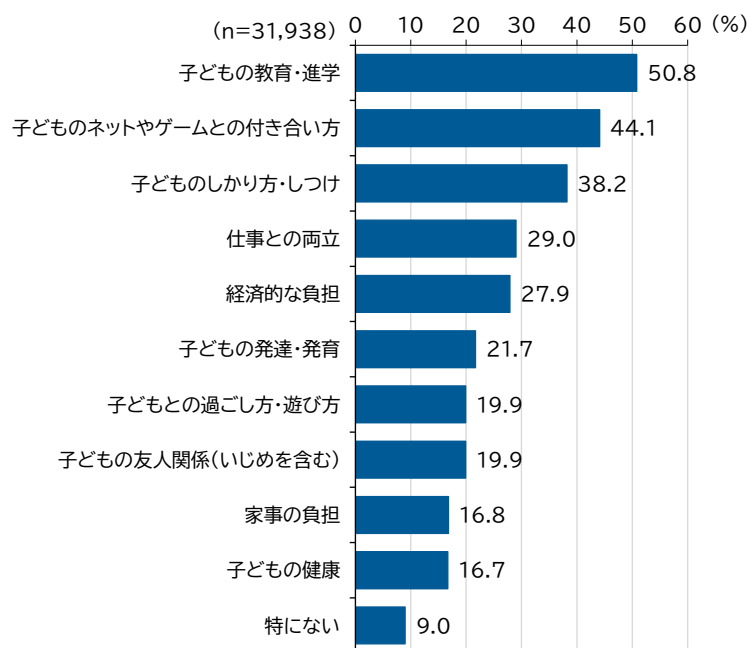
(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

(ア) こどものインターネット等の利用実態

○令和4年度の内閣府調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のこどものうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.6時間、中学生では約4.6時間、高校生では約5.8時間となっています。

○ニーズ調査（小学生）では、小学生保護者の44.1%が、子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」を挙げています。

図表 2-21 子育ての悩みや困り事【上位10位、複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(令和5年度、小学生)

○インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されています。

○子どもにとって安全・安心な多様な居場所が確保されることで、SNSやインターネットの長時間利用によるトラブルなどを防ぐことも期待されます。

(イ) 子育て支援サービスのデジタル活用に対するニーズ

○ニーズ調査（未就学児・小学生）では、子育て支援の電子化に関して、「区役所等に行く頻度が減ること」「作成する必要のある書類が減ること」「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められています。

○市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」「情報が一か所に集まっていほしい」などの意見が出されています。

○いわゆるデジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用

した子育て支援のさらなる展開が求められます。

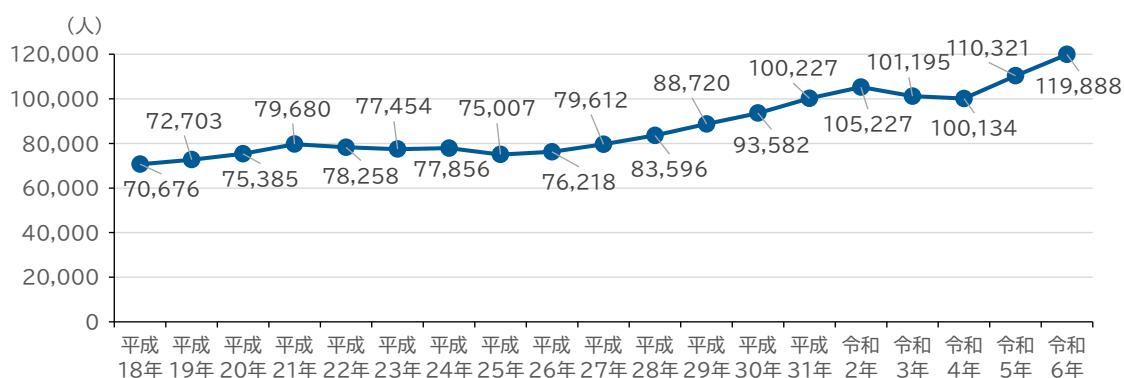
(3) 国際化の状況と多文化共生

○本市の外国人人口は令和3、4年に一時減少しましたが、令和5年には11万人を超え、近年で最も多くなっています。日本語指導が必要な児童生徒数は、2023（令和5）年には3700人と、2014（平成26）年の1400人から約2.5倍に増加しています。

○外国につながる子育て家庭からは、書類や行政手続のデジタル化により、多言語化や母国語への翻訳が行いやすくなるなどの声もあります。

○こども・子育て支援を推進する上でも、言葉や文化の違いへの配慮、地域でつながる機会の工夫など、多文化共生の視点が重要となっています。

図表 2-22 外国人人口の推移



(出典) 横浜市（各年4月末時点。2012（平成24）年までは外国人登録者数）

4 第2期計画の振り返り

作成中

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

こどものウェルビーイングを社会全体で支え、
未来を創ることも一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

こどもは、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

こどもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこどもや家族の現在と将来にわたる幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。こども自身の思いや意見を大切にしながら、こどもや子育て家庭を優しいまなざしで包み込み、温かく寄り添い、応援していく環境づくりを社会全体で進めていくことが不可欠です。

横浜で生まれたこどもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、誰もがこどもを産み育てやすいと実感でき、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち「よこはま」を目指していきます。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 こどもの視点に立った支援

こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 全てのこどもへの支援

疾病や障害の有無に関わらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全てのこどもを支援する視点を持って取り組みます。

3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にす一貫した支援

こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目でとらえ、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

4 こどもに内在する力を引き出す支援

こどもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援

誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。

7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助³⁾」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、こども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

³⁾ 自助＝自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。共助＝地域や仲間同士で互いに助け合いながら、できることを行う。公助＝個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

第4章 施策体系と事業・取組

1 施策分野・基本施策とその関係性

令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置づけを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画 2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、第3期計画で新たに2つの重点テーマを整理します。

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、こどもへの支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進していきます。

重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングの向上
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」の創出

施策分野1 すべてのこども・ 子育て家庭への 切れ目のない支援	基本施策 1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策 2	地域における子育て支援の充実
	基本施策 3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
	基本施策 4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
	基本施策 5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実
施策分野2 多様な境遇にある こども・子育て 家庭への支援	基本施策 6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
	基本施策 7	ひとり親家庭の自立支援/ DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援
	基本施策 8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進
施策分野3 社会全体での こども・子育て 支援	基本施策 9	社会全体でこどもを大切に する地域づくりの推進

2 施策体系図

3 指標一覧

4 重点テーマ・各基本施策

ページの見方

<重点テーマ>

①背景

国の動きや社会の状況をはじめ、重点テーマを設定する背景や現状について記載しています。

②方向性と主な取組内容

重点テーマの中で掲げる方向性と主な取組内容を記載しています。主な取組内容は、基本施策1～9における「主な事業・取組」の中から、重点取組に資するものを抜き出して位置付けています。

③アウトカムと指標

重点テーマについて、アウトカム（達成したい最終的な状態）とその指標（生じた変化・効果を測るための指標）を設定しています。

<基本施策>

①現状と課題

施策ごとに本市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた施策の必要性についても記載しています。

②施策の目標・方向性

現状・課題を踏まえ、計画期間における各施策の目標や方向性を示しています。

③アウトカムと指標

各基本施策において、「施策の目標・方向性」を評価し、施策の成果をわかりやすく示すため、アウトカム（達成したい最終的な状態）とその指標（生じた変化・効果を測るための指標）を設定しています。

④主な事業・取組

目標・方向性を踏まえ、計画期間に実施する事業や取組のうち主なものを掲載しています。また、各取組・事業に関連する、現時点で想定している5年間の事業量や直近の現状値などを示しています。

サンプルページの画像を挿入

【重点テーマⅠ】すべてのこどものウェルビーイングの向上

<背景>

- (1) こども基本法・こども大綱・横浜市こども・子育て基本条例
- (こども基本法について)
 - 「こども大綱」では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
 - 「こどもまんなか社会」の実現は、こどもが尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることにつながるとされています。それはすなわち「未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育む」という、本計画で掲げる「目指すべき姿」そのものに通じます。
 - また、「こどもまんなか社会」とは、20代、30代を中心とする若い世代が、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会でもあるとされています。
 - 「こどもまんなか社会」の実現が、結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにもつながるとされています。
 - 令和7年4月には、「横浜市こども・子育て基本条例」が施行されます。条例は、こども・子育てについての基本理念を定め、市の責務や市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにし、また、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっています。
 - 「こども基本法」、「こども大綱」、「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえたうえで、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。
- (2) こども・子育て家庭を包括的に支える地域ネットワーク
- こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、その課題に直面しているこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチしていく必要があります。
 - また、困難を抱えながらも、SOSを発信できないこどもに対しても、地域における関係機関やNPO等の民間団体、行政が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けていく必要があります。
 - 「こども大綱」では、教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
 - 特に、障害児・医療的ケア児への支援、慢性疾患・難病を抱えるこどもへの支援、児童虐待対策と社

会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援、こどもの貧困対策など、こどもや子育て家庭が抱える困難や課題に対して、ライフステージを通して、支援が行き届くことが必要です。

- また、昨今の課題として、こども・若者の自殺対策、性犯罪対策をはじめ、犯罪・事故からこどもを守る環境整備や、地域連携の中でのいじめ防止等の重要性も指摘されています。
- ニーズ調査のこども本人への質問では、「横浜市がどのようなまちになってほしいか」との問いに対して「安全・安心なまち」と答えた人が最も多く、24.1%となりました。こどもが、安全・安心に過ごし、健やかに育つことができる環境が求められています。
- こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、本市として、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めていく必要があります。
- 多様化・複雑化するニーズや課題に対して、きめ細やかに対応していくためには、関係機関が連携し、地域が一体となってこどもとその家庭を支えるためのネットワークを構築していくことが重要であり、こどものウェルビーイング向上のための共通基盤となります。

(3) 居場所・遊び場、体験活動の機会の充実

- 遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点です。
- 令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、乳幼児の育ちにとって「愛着」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠であるとされており、「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高めることがビジョンに盛り込まれています。多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援していくことが必要であるとされています。
- 乳幼児に限らず、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながっていきます。
- ニーズ調査のこども本人への質問では、「あったらいいなと思う場所」として「建物の中で、思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で、思いきり遊べる場所」などに多くの回答が集まりました。
- すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、自分にとって安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができ、自己肯定感を高められるよう、環境整備を進めていくことが必要です。

(4) こどもの意見表明・施策への意見反映

- こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながっていきます。

- また、幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながることから、こどもの意見を表明する機会の確保は、現在の、そして将来のこどもの幸せにつながるものです。
- 「こども基本法」では、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。
- 「横浜市こども・子育て基本条例」においても、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達 の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組むものとされました。
- こどものウェルビーイング向上のためには、こうした法や条例の趣旨を社会全体で共有するとともに、こども自身がその内容について理解を深められるようにしていくことが大切です。
- こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることやその意見を施策に反映することなどについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

<方向性と主な取組内容>

こうした背景を踏まえて、重点テーマⅠ「こどものウェルビーイングの向上」に向けた3つの方向性を整理しました。

(1) こども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと多機関連携による地域ネットワークの構築

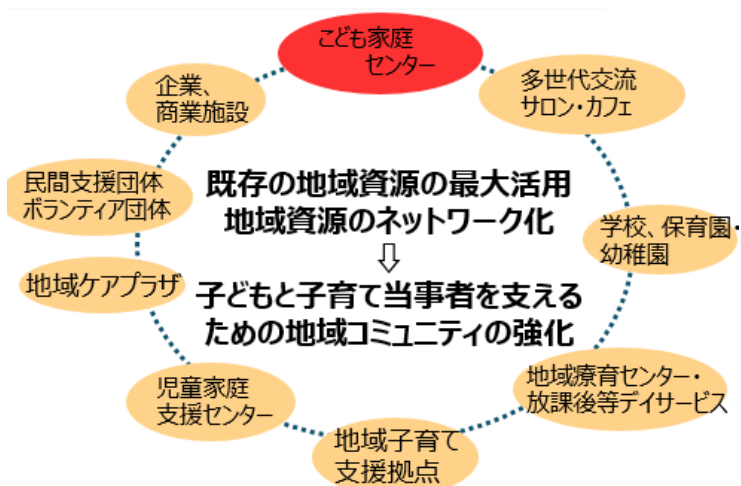
こども家庭センター機能を区こども家庭支援課に段階的に設置し、こども・子育て家庭を包括的に支える基盤を整備します。

こども家庭センターでは、妊産婦やこども・子育て家庭からのあらゆる相談を受け止め、関係機関とともに個々のこどもとその家庭に応じた切れ目のない支援を行います。困難を抱えながらも SOS を発信できないこどもや家庭をできるだけ早期に把握し、支援につなげられるよう、多様な関係機関との連携を強化します。

また、地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、関係機関等と課題を共有し、解決策を共に検討するネットワークをつくり、不足する地域資源については新たな担い手や地域資源を開拓します。

さらに、個別の悩みや困りごとを抱えるこども自身が、相談・支援につながるができる環境を整えるとともに、ソフト面・ハード面を問わず、こどもたちの安全・安心を守ることができるよう、地域や関係機関とも連携しながら、こどもの SOS に気づくための見守りや、安全・安心につながる教育、まちづくりを推進します。

これらの取組により、こども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に届けることが提供できる体制を整備し、こども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。



この絵の真ん中にこどもや妊婦、乳児のイラストが入るイメージです。
こども家庭センターが強調されるようなイラストで、輪のなかに児童相談所、青少年の地域活動拠点も加えてください。

○主な取組内容

＜こども・子育て家庭を包括的に支える基盤整備とネットワーク構築＞	
こども家庭センター機能の設置	施策2
＜こども自身が相談・支援につながるができる環境づくり＞	
青少年相談センター事業	施策6
地域ユースプラザ事業	施策6
若者サポートステーション事業	施策6
困難を抱える若者に対する SNS 相談事業	施策6
不登校児童生徒支援事業	施策6
地域等と連携したいじめ等の防止	施策6
不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの居場所づくり	施策6
ヤングケアラー支援事業	施策6
寄り添い型生活支援事業	施策6
寄り添い型学習支援事業	施策6
放課後学び場事業	施策6
外国につながる子どもたちへの支援事業	施策6
日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実	施策6
思春期・接続期支援事業	施策7
若年女性支援モデル事業	施策7
デートDV防止事業	施策7
＜こどもの安全・安心を守る取組＞	
学校と放課後事業が連携した小学生の見守り	施策4
地域防犯活動支援事業	施策9
よこはま学援隊	施策9

子どもの交通安全対策の推進	施策9
子どもの通学路交通安全対策	施策9
安全教育・防災対策の推進	施策9

(2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び・体験活動の充実

各ライフステージを通して、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を充実させ、多様な体験活動や遊びに接することができる機会を創出します。

○主な取組

〈こどもの居場所・遊び場、体験活動の充実〉	
地区センターにおける親子が集う身近な場の創出	施策2
地域子育て支援拠点事業	施策2
親と子のつどいの広場事業	施策2
子育て支援者事業	施策2
保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	施策2
未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供	施策2
こども・若者の居場所づくり	施策4
こども・青少年の体験活動の推進	施策4
プレイパーク支援事業	施策4
こどもログハウスリノベーション	施策4
子どもの文化体験推進事業	施策4
子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業 ・トップスポーツチーム連携事業	施策4
こどもと港とのふれあい機会の創出	施策4
MICE 次世代育成事業	施策4
横浜トリエンナーレ事業	施策4
フェスティバルによるにぎわい創出事業	施策4
芸術文化教育プログラム推進事業	施策4
文化施設運営事業	施策4
子どもアドベンチャーカレッジ事業	施策4
「こども食堂」等のこどもの居場所づくりに対する支援	施策4
安全・安心な公園づくり	施策9
読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実	施策9

(3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に活かされる仕組み

各ライフステージを通して、多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢をもち、その年齢・発達の程度に応じて、こどもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、こどもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めていきます。

○主な取組

＜こどもの思いや意見を聴き、尊重するための取組＞	
「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	施策3
保育・幼児教育研修及び園内研修・研究の推進	施策3
こども・若者の意見を反映した事業の実施	施策4
こどもの意見を聴く取組の推進／こども・若者の意見を聴く取組の推進 (障害児、困難を抱えやすいこども・若者、ひとり親家庭、社会的養育) (その他こどもが関わる施策一般)	施策5 施策6 施策7 施策8 施策9
児童相談所等の相談・支援策の充実	施策8

＜アウトカム指標＞

◆こどもの居場所において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合が増加している

【目標値：66%】

◆よこはまこども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合が増加している【目標値：80%】

◆「横浜市生活・学習意識調査」のうち、生活意識に関する次の各項目で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合が、維持されている、または向上している

- ・将来の夢や目標をもっていますか。
- ・自分のことが好きですか。
- ・自分にはよいところがあると思いますか。

※1 指標として使用しているアンケート・調査はあくまで回答者本人の主観に基づくもので、ウェルビーイングの状況を把握するための1つの要素にはなりますが、これをもってこどものウェルビーイング全体を測るものではありません。

※2 こども大綱では、こども施策に関するデータの整備として、「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める」こととされています。本市としても、国の動向を踏まえながら、より適切な指標について、引き続き研究していきます。

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」の創出

＜背景＞

(世帯状況の変化、共働き家庭の増加)

○本市の一般世帯数は、2000（平成12）年の約135万世帯から増加を続け、2020（令和2）年時点で約174万世帯となっています。

- 単独世帯が増加する一方で、第2章9ページにあるとおり、子どもがいる世帯は減少しており、6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2%）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4%）となっています。
- 三世帯同居世帯が減少し、核家族が増加するなど、世帯の規模が小さくなっており、2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯の約95.8%が核家族となっています。
- 子育て家庭の就労状況については、第2章11ページにあるとおり、ニーズ調査において、共働き世帯の割合は未就学児調査で68.6%（5年前から13.2ポイント増）、小学生調査で67.6%（5年前から9.5ポイント増）となっており、増加傾向にあります。
- 共働き家庭のうち、夫婦共にフルタイム就労している割合を見ると、未就学児調査で46.1%（5年前から6.1ポイント増）となっており、同様に増加傾向にあることがわかります。

図表 世帯の就労状況の推移（2章・再掲）

データ調整中

（子育て家庭の不安・負担の増加）

- 世帯状況の変化は、地域の住民が子どもや子育て世帯と接する機会の減少につながっています。加えて、核家族化により、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られにくいことなどが、子育て家庭が抱える不安感や負担感の一因となっているものと考えられます。
- 市内外からの転入が多い地域では、身近に支援してくれる人がおらず、また土地勘もあまりないために孤立しやすい状況があります。
- 共働き家庭の増加に伴い、女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）が解消に向かうなど男女共同参画が進む一方で、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭も少なくありません。
- 第2章15ページ・22ページにあるとおり、ニーズ調査における「現在、子育てをされていて感じている困りごと」で「仕事との両立」を挙げた家庭の割合は、未就学児調査で45.7%、小学生調査で29.0%に及んでいます。
- また、市民意見交換会では、経済的な支援の必要性に加えて、親子のコミュニケーションを取るための時間や、リフレッシュを目的とした一人の時間確保の必要性について、多くの意見が寄せられました。
- 仕事や家事、育児に追われ、時間的・精神的にゆとりのない状況が日常的に見られるようになっていきます。
- また、子育てに関する情報はあふれている一方、情報選択の難しさ、行政からの情報がタイムリーに必要な人に届きにくいといった課題が、現場の声として挙げられています。
- 親子の身近な居場所については、地域による偏りや、利用にあたっての物理的・心理的なハードルの高さが指摘されています。

図表 子育ての悩みや困りごと（2章・再掲）

データ調整中

＜市民意見交換会で出されたゆとりに関する意見（抜粋）＞

- ・子どもを産んだ後、「大人と話したい」という気持ちが高まる。
- ・子どもを産もうとする時に一番悩む「経済的支援」はやはり大事。
- ・家事代行を利用している時間に、子どもに向き合うと決めた。
- ・「ちょっと話せる」「ほっとできる」「ぼーっとできる」みたいなことを求めている。
- ・夏休みシーズンの子どものご飯問題、送迎問題は非常に共感した。

（ゆとりある生活の必要性）

- 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究（ハマスタディ）」では、夫婦が共にフルタイム勤務である子育て家庭の家事時間について、妻に比べて、夫は短い傾向となっており、さらに、妻の家事時間が長くなるにつれて、ウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。
- 「こども大綱」では、こども施策に関する基本的な方針の一つに「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む」と示されています。
- 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者がこどもに向き合う時間を充実させることにつながります。また、保護者が、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じることは、こどもの健やかな成長につながっていきます。
- 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言えます、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、本市として子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

図表 こどもの数と家事時間の関連（2章・再掲）

データ調整中

＜方向性と主な取組内容＞

こうした背景を踏まえ、本計画において重点テーマⅡとして「子育て家庭が実感できるゆとりの創出」を掲げました。「子育て家庭が実感できるゆとりの創出」に向けて、7つの方向性を整理したうえで、具体的な取組を「ゆとりへの架け橋プラン（仮称）」として、総合的に推進していきます。

<7つの方向性>

- (1) 子育て家庭の「時間的負担感が軽減」されている
- (2) 子どもの「預けやすさが実感」できている
- (3) 「小1の壁が打破」されている
- (4) 子育て家庭の「経済的負担感が軽減」されている
- (5) 子育ての困りごとがいつでも相談でき、「精神的負担感が軽減」されている
- (6) 子育て家庭がほしい情報に簡単にアクセスでき、「子育ての見通しが持てている」
- (7) 親子が「身近な遊び場・居場所で楽しむ」ことができている

○主な取組内容

主な事業・取組	7つの方向性	該当する基本施策
子育て応援アプリ「パマトコ」	(1) 時間貧困の解消 (6) 情報・子育ての見通し	施策2・9
にもつ軽がる保育園事業	(1) 時間的負担の軽減	施策3
中学校給食事業	(1) 時間的負担の軽減	施策4
保育園での夕食支援	(1) 時間的負担の軽減	施策9
楽家事応援団	(1) 時間的負担の軽減	施策9
一時預かり事業	(2) 預けやすさの実感	施策3
こども誰でも通園制度の実施	(2) 預けやすさの実感	施策3
保留児対策	(2) 預けやすさの実感	施策3
横浜子育てサポートシステム	(2) 預けやすさの実感	施策2
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	(3) 小1の壁の打破	施策4
小学生の朝の居場所づくり事業	(3) 小1の壁の打破	施策4
小児医療費助成事業	(4) 経済的負担の軽減	施策1
出産費用助成事業	(4) 経済的負担の軽減	施策1
妊婦健康診査事業	(4) 経済的負担の軽減	施策1
妊婦のための支援給付	(4) 経済的負担の軽減	施策1
断熱性能等を備えた良質な住宅の普及促進	(4) 経済的負担の軽減	施策9
妊産婦・こどもの健康医療相談事業	(5) 精神的負担の軽減	施策1
妊娠・出産相談支援事業 (にんしんSOSヨコハマ)	(5) 精神的負担の軽減	施策1
地域子育て相談機関の設置	(5) 精神的負担の軽減	施策1
地区センターにおける親子が集う	(7) 親子の身近な居場所	施策2

身近な場の創出		
地域子育て支援拠点事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
親と子のつどいの広場事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
子育て支援者事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
保育所子育て広場・ はまっこふれあい広場	(7) 親子の身近な居場所	施策2
こどもログハウスリノベーション	(7) 親子の身近な居場所	施策4
安全・安心な公園づくり	(7) 親子の身近な居場所	施策9
読書に親しむ機会の創出と図書館サ ービスの充実	(7) 親子の身近な居場所	施策9

<アウトカム指標>

調整中

基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

現状と課題

(1) こども・若者を取り巻く環境の変化

- 学齢期は心身共に大きく成長する大切な時期であり、多様な人々との出会いや様々な経験を重ねながら、自己肯定感や社会性などを育み、社会との関わりの中で、自己の価値・役割を考え、アイデンティティを形成していきます。また、青年期は、進学や就職など環境の変化に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる重要な時期です。
- この時期に社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向があると言われています。

図表 4-1 自然体験と自己肯定感の関係

(出典) 青少年の体験活動等に関する意識調査(令和4年度調査)報告書

- こども・若者を取り巻く環境は、地域のつながりの希薄化、少子化の進展等により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。行政・関係団体・学校・地域等が連携して、こども・若者の創造性・自主性・社会性を育てていく必要があります。
- 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。低年齢からの性に関する意識付けが必要で、その中でも思春期は、身体面・精神面ともに成長・発達による変化が大きい時期であり、性に関する不安や悩み等に対する相談支援の必要があります。
- 不登校の増加、ネット社会の影響、薬物や特殊詐欺の問題、こどもの自殺の増加、貧困問題など、こども・若者を取り巻く環境は一層厳しさを増すとともに、課題も複雑化しており、複合的な対策が求められています。
- 共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、全てのこどもたちにとって安全・安心で豊かな時間を過ごすことができる放課後等の居場所の確保が必要となっています。また、放課後の時間は、多くの人との関わりや体験を通して、こどもたちが協調性や主体性を育みながら成長できる場としていく必要があります。
- こどもの小学校入学を機に保護者に新たな負担が生じる、いわゆる「小1の壁」の問題に表れるように、保護者が過度な負担を抱くことなく、子育てと仕事の両立に向き合うことができる時間的ゆとりの創出が求められています。

図表 4-2 保護者の就労状況

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(就学児)

(2) こども・若者の居場所づくり

- 全てのこども・若者の健やかな成長に向け、安全・安心で自分らしく過ごせる居場所をつくる必要があります。
- 中高生の通学形態の広域化・多様化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、様々なニーズに応じた居場所が求められています。
- 居場所を多く持つこどもは、自己肯定感・チャレンジ精神・将来への希望など、積極的な姿勢を有する傾向にあります。こども・若者が自分に合った複数の居場所を持てるよう、多様な居場所づくりを進める必要があります。
- 本市では、中・高校生世代が気軽に集い、自由な活動や仲間と交流する機会、社会体験プログラムの提供などを行うため、青少年の地域活動拠点づくり事業を実施しています。

図表 4-3 居場所の数と自己認識の関係

(出典) 令和4年度 子供・若者白書

- ニーズ調査(小学生)では、保護者が小学生の居場所に望むこととして、「様々な体験活動ができる」「大人の見守りがある」など、体験活動や安全性の割合が高くなっています。

図表 4-4 小学生の居場所利用を促すこと

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(小学生)

- こども食堂等の地域の取組が推進されており、居場所を必要とするこどもへの周知が求められています。
- こども・若者が自分に合ったたくさんの居場所が持てるよう、青少年の地域活動拠点をはじめとするこども・若者の居場所の運営者の連携を進めることや、普及啓発、広報の充実を図る必要があります。

(3) 多様な体験活動の必要性

- 未来を担うこども・若者に様々な体験機会を提供するため、本市では、横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年野外活動センター等の青少年関連施設において各種プログラムを実施するとともに、青少年指導員や青少年関係団体、プレイパーク等の活動を支援しています。

○ 小学生の頃に体験活動（自然・社会・文化的体験）を多くしていたこどもは、その後高校生の時に自尊感情や外向性、精神的な回復力が高くなる傾向がみられます。

図表 4-5 体験活動の影響

（出典）青少年の体験活動に関する調査研究（令和2年度）

○ 保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡などによる、こどもの体験格差が指摘されています。こどもの健やかな成長のためには、家庭環境等こどもの置かれた状況によらず、多様な体験ができることが重要であり、社会全体でこども・若者の体験活動を支援する必要があります。

（4）放課後の居場所の充実

○ 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である、「放課後キッズクラブ」と生活の場である「放課後児童クラブ」の安定的な運営を確保し、放課後児童施策を推進していく必要があります。

○ 小学生の放課後の時間は、異年齢児等との関わりなどを通じて、こどもたちが道徳や社会性を養うとともに、発達段階に応じた主体的な活動ができるものとしていく必要があります。放課後児童健全育成事業に携わる職員の人材育成や、プログラムの充実等による質の向上が求められています。

○ 市内全ての小学校に設置されている放課後キッズクラブでは、学校と連携しこどもたちが思い思いに過ごせる活動場所の確保や、より良い環境づくりを進める必要があります。

○ 障害のあるこども、発達に特性のあるこどもへの支援にあたっては、学校との情報共有や関係者との連携を進め、こどもと家族に寄り添い、個々の特性を理解し一人ひとりに応じた支援を行っていくことが求められています。

○ 共働き家庭等の増加や、働き方の多様化に応じた居場所づくりが求められているとともに、家庭環境や社会環境によって、こどもたちの体験活動の機会に格差が生じないよう、地域・学校の実情や特色に応じた、多様な活動を促進することが期待されています。

○ ニーズ調査（小学生）では、放課後の居場所に対して保護者が今後望むこととして、「宿題をする学習習慣」、「イベント・行事を通じた非日常的な体験・活動」、「友達づくり」、「同学年以外とのかかわり」、「長期休業日における昼食の外注サービス」などの割合が高くなっています。

図表 4-6 放課後の居場所へ今後望むこと

（出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（小学生）

（5）地域における支援の充実

○ こども・若者の健やかな成長のためには、地域の中で多様な世代と交流することで、社会性や自主性を育むことが重要です。小学生の頃の異年齢や家族以外の大人と関わった経験は、その後の成長に良い影響があることが分かっています。

図表 4-7 遊びの影響

(出典) 青少年の体験活動に関する調査研究(令和2年度)

- 地域では青少年指導員やこども会等の青少年団体が、多様な活動を通じてこども・若者の健全育成や支援に取り組んでいます。
- 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、「こども・若者を見守る目」を醸成するとともに、地域全体で予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期支援につなげられる環境をつくる必要があります。
- 地域における青少年育成の担い手の高齢化や新たな担い手不足などが課題となっており、人材確保や普及啓発などに取り組む必要があります。

(6) こども・若者の人権擁護と意見の反映

- こども・若者に関する施策の実施にあたっては、当事者であるこども・若者の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めるとともに、こども・若者の社会参画を促進していくことが求められています。
- こども・若者が社会参画し、自らの意見を表明する機会を保障することは大人の責務ですが、意見表明の機会が設けられている事例は多い状況とは言えません。
- こどもは自分の思いや考えを対外的に主張する力が十分ではない場合もあり、一見すると問題がなさそうなこどもでも、実は悩みを抱えていたり、本人が問題と認識していない場合があります。また、悩み事を相談するには、こどもとの信頼関係の構築が不可欠です。地域の身近な存在の大人たちが、日々こどもたちと接する中で、変化に気づき、深刻な状況にならないよう、こども・若者に寄り添い、耳を傾けることが重要です。
- こどもへの性加害などこどもの人権が侵害される事態も生じており、こども・若者の人権擁護を図るための施策を強化する必要があります。

施策の目標・方向性

(7) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり

- こども・保護者・事業者の意見を聴きながら、放課後の居場所づくりを進めることで、年齢や保護者の就労状況等にかかわらず、全てのこどもたちのウェルビーイングを支えられるように取り組んでいきます。
- こどもたちの安全・安心な放課後の居場所を確保するとともに、放課後児童健全育成事業所等の職員の人材育成に取り組むほか、DXの推進等により、こどもの育成支援に注力できる環境づくりを進めることで、更なる質の向上を図ります。
- 人材確保の支援にあたっては、事業の認知度の向上や職員の労働環境の整備等の様々な手法により、人材を確保しやすくなるような取組を進めていきます。
- 放課後の時間を過ごすこどもたちが、家庭環境や経済状況によらず、様々な学びや体験活動を通して、創造力や好奇心、自己肯定感等を育むことができるように、地域や企業、団体と連携・協働して、体験活動の機会の充実を図ります。
- 放課後キッズクラブの活動場所の確保にあたっては、こどもたちがより安全・安心な環境で過ごせるよう、学校等との連携を一層促進し、学校施設の更なる活用に取り組んでいきます。また、障害のあるこどもや、医療的ケアを必要とするこどもなど、配慮が必要なこどもへの支援について、学校・関係者と協力し、放課後の居場所におけるインクルージョンを推進していきます。

(8) いわゆる「小1の壁」の打破

- 「小1の壁」を打破するため、全てのこどもが放課後等に過ごす多様な居場所を確保するとともに、共働き家庭の増加等に伴う多岐に渡ったニーズに対応するため、きめ細やかな支援を行っていきます。
- 給食がない長期休業期間中のお弁当づくりなど、小学校入学を機に保護者に生じる新たな負担を軽減・解消する支援を行うことにより、子育て世代の「ゆとり」を生み出し、子育てと仕事を両立できる環境を整えていきます。

図表 4-8 保護者が感じる負担

(出典) 横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託報告書(2023年)

- 放課後キッズクラブや放課後児童クラブを利用する保護者へのアンケートなどにより、子育て世代のニーズを捉えながら幅広い対応策を推進していきます。

(9) こども・若者の成長を支える基盤づくり

- こども・若者の健全な成長のためには、家庭や学校以外の第三の居場所が大切です。こども・若者は、多様な体験や、様々な世代の人との交流の中で自己決定力を身に付けていきます。全てのこども・

若者のウェルビーイングを支えるため、多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、多世代との交流促進等を進めます。

○ 居場所は、孤独や孤立の問題とも深く関係しています。当事者であることも・若者の声を聴きながら、その視点に立ち、身近に多くの居場所が持てるよう取り組んでいきます。

○ 青少年の育成支援に係る中間支援組織であるよこはまユースが中心となり、青少年の地域活動拠点や市民利用施設等の地域資源が連携することで、体験活動等のプログラムの提供、地域の大人と交流する機会やボランティアなど社会体験等の充実を図ります。

○ プレイパークや青少年関連施設等において、自然・科学・社会体験など多様な体験ができる環境を提供します。

○ こども食堂等の地域主体の取組が一層推進され、こどもにとって安心できる居場所となり、またこどもに対して居場所の情報が周知されるよう、運営団体が地域や行政等と連携を図れる体制作りを進めます。

○ 将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、低年齢から分かりやすく妊娠、出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。

○ 学校給食法の趣旨を踏まえ、中学校給食の利用を原則とし、全ての生徒に満足してもらえる給食を提供します。また、全員給食の実施により、子育て世代の「ゆとり」を生み出し、子育てと仕事を両立できる環境を整えていきます。

(10) こども・若者の成長を見守り・支える地域社会づくり

○ 地域では、青少年指導員や民生委員・児童委員、こども会等の青少年団体、こども食堂、学習・生活支援、プレイパーク、市民利用施設のスタッフなど多様な人材や団体が、こども・若者と接点を持っています。地域の人材や団体が相互に連携することで、それぞれの活動の幅が広がるとともに、こども・若者の複合的な支援につながるよう取組を進めます。

○ こども・若者の育成・支援に取り組む人材や団体に対し、講座や研修会等を通じ意識や知識の向上を図るとともに、交流の機会等をつくることで、育成・支援の輪を広げます。

○ こども・若者を取り巻くリスクが多様化する中、青少年の地域活動拠点など、誰もが気軽に来られる場を充実させ、スタッフなどが日常的な関わりを通じて関係性を構築し、コミュニケーションを促進することで、課題を早期に発見し、必要に応じ関係機関につなぐなど、健やかな成長を支援します。

○ 全ての大人がこども・若者の育成・支援を自らの責務であると認識し、地域の中でこどもたちを見守り、支える環境づくりが進むよう、普及啓発に取り組めます。

○ 青少年指導員等地域の育成・支援者を増やすため、広報によって活動状況の周知を図り、人材の確保に努めます。

(11) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

○ こども・若者に関する施策・事業の推進にあたっては、こども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくとともに、当事者のニーズに合った効果的なものとするため、アンケートやヒアリング

などにより、こども・若者の声を聴く機会を設けるとともに、その意見を反映する取組を進めます。

- こども・若者の意見を聴く方法については、ワークショップの開催やファシリテーターを置くなど、内容に応じてこどもたちが意見を表明しやすい手法により実施します。
- こどもや若者の意見には、大人が気づくことができない新たな視点や発想があることを認識し、その思いや発言を真摯に受け止め、耳を傾ける姿勢が重要です。
- こども・若者の視点に立ち、その人権を守るため、関係団体や事業者等に対し、こどもの人権擁護に関する研修等を実施します。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
こども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長を感じることができる。	こどもの居場所において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合 ※利用者アンケートの『自分自身への変化』の項目で「自分に自信がついた」「人前で話すのが得意になった」「自分が明るくなった」「自分が何かの役に立てるのを知った」「将来や進路を考えられるようになった」と回答した若者の割合	58%	66%
多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、地域でこども・若者の見守りが充実している。	地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、支援を行った団体数	757 団体	877 団体
クラブを利用する児童の満足度の向上	児童アンケートの『クラブは楽しいですか』の項目で「楽しい」「どちらかと言うと楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%

主な事業・取組

こども・若者の居場所づくり

思春期という大きな変化を迎える時期にある中高生世代の成長を支援するとともに、社会参画に向かう力を養成するため、こどもたちが安心して気軽に集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を充実します。また、こどもが抱える悩みや問題が深刻な状況にならないよう、拠点のスタッフが個々の状況に応じた対応をすることで、セーフティネットとしての役割を果たします。

こども・若者が身近な地域に多くの居場所を持てるよう、こども食堂など様々な地域資源との連携した取組を進めるとともに、居場所についての広報・普及啓発に取り組みます。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
青少年の地域活動拠点等の利用者数	50,316人/年	71,309人/年

こども・青少年の体験活動の推進

全てのこどもが、自然・科学・文化・社会体験や人との交流を通じて自身の能力を育み、可能性を広げることができるよう、青少年関連施設や野外活動センター等における体験活動プログラムの充実を図ります。また、身近な地域で様々な体験活動ができるよう、青少年指導員やこども会等青少年団体の活動を支援します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
自然・科学体験等プログラム実施回数	3,572回/年	3,620回/年

プレイパーク支援事業

公園等の一部を活用してこどもの創造力を生かした自由な遊びができる「プレイパーク」の活動を支援します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
プレイパーク利用人数	10万人/年	10万人/年

こどもログハウスリノベーション

こどもログハウスは、こども達が身近な場所で、木のぬくもりを感じ自由に遊ぶことのできる屋内施設として各区に整備され、多くのこどもたちで賑わっています。夏の暑さ対策のため長寿命化工事と併せて空調などの整備を進めるとともに、活用の検討を進め、こどもの居場所としての更なる魅力向上を図ります。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
空調設備等暑さ対策工事が 完了した施設の数	3館	18館

子どもの文化体験推進事業		
より多くの子どもたちが身近な場所における文化体験を通じて、表現力やコミュニケーション力を育めるよう、音楽や美術、演劇などのプログラムを実施します。令和6年度は新規事業として放課後キッズクラブを中心に実施し、7年度以降は地域の子どもたちが集まる様々な場所へ実施場所を拡充していきます。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
参加者数	— (令和6年度新規)	7,000人/年

こどものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業		
こどもがスポーツを好きになるよう、その意識を育み、体力向上へとつなげるため、次世代を担う子どもたちが気軽にスポーツに親しむ様々な機会を提供し、こどものスポーツ実施率の向上や、スポーツを楽しみたいと思うこどもの割合の向上を図ります。		
【令和5年度実績】		
①多様な人と関わり、運動・スポーツを楽しみたいと思うこどもの割合 85.5%		
②こどもの週3回以上(授業以外)のスポーツ実施率 44.8%		

こどもと港とのふれあい機会の創出		
重要文化財帆船日本丸を活用し、青少年の錬成や海事思想の普及のため、宿泊での海洋教室に加え、親子展帆やロープ教室を実施します。また、横浜みなと博物館において、横浜港や海、船に関する理解と知識の増進のため、ボランティアによるワンポイント解説や、親子の海図教室を実施します。		
横浜港見学会は、青少年等に横浜港への理解や関心を深めてもらうことを目的に実施しています。		
新本牧ふ頭整備事業や横浜港への理解を深めていただくため、大黒ふ頭のスカイウォークを開放し、市内小学校等の課外授業や社会科見学会などを受入れます。		
【令和5年度実績】		
帆船日本丸を活用した錬成事業(海洋教室等): 18回		
横浜みなと博物館小中学校団体入館: 430校		
横浜港見学会: 約1,100人		
スカイウォーク社会科見学等: 約400人		

MICE 次世代育成事業		
国際会議等の開催に合わせ、こどもたちを対象に最先端の技術や情報に触れられる講演やワークショップ等を開催することで、専門性の高い内容を楽しく学ぶ機会を提供します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
参加者数	93人/年	422人/年

横浜トリエンナーレ事業		
横浜トリエンナーレ会場等に来場した親子連れが、事前予約なしで当日気軽にアートを体験でき、文化芸術にふれあい親しむきっかけとなるようなアートワークショップを開催します。 横浜美術館会場内に、乳幼児向け休憩スペースや入場までの待ち時間を短縮することもファスト・トラック（親子連れ優先レーン）を設置し、子育て世代がゆとりをもって鑑賞しやすい環境を整えます。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
アートワークショップ参加者数	12,386人/回	15,000人/回

フェスティバルによるにぎわい創出事業		
令和6年度から開催する、音楽を中心とした新たなフェスティバル「Live! 横浜」において、民間イベント等と連携しながら公共空間等を活用したステージを街なかに展開し、親子で気軽に楽しめる体験型プログラムや多彩なジャンルによるライブパフォーマンスの鑑賞機会を提供します。また、プロによるこども・若者向けワークショップなど、次世代育成の取組を展開し、すべてのこども・若者が参加しやすく親しみやすいフェスティバルとなるよう充実を図ります。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度 (※)
次世代育成ワークショップの参加者数	— (令和6年度新規)	4,000人(5か年)

芸術文化教育プログラム推進事業		
アーティストが学校を訪問し、授業の一環として、次世代を担うこどもたちに音楽、美術、演劇、ダンス、伝統芸能等の芸術文化に触れたり創造活動を体験したりする機会を提供することにより、文化の多様性に気づき、表現力や他者とのコミュニケーション力、多様な価値観を理解する心などを養うことを目的とします。		
想定事業量の名称	直近の現状値	令和11年度

	(令和5年度)	
参加者数	13,554 人/年	15,200 人/年

文化施設運営事業		
<p>専門的な文化施設（横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂、横浜にぎわい座、大佛次郎記念館）で、美術・音楽・古典芸能・大衆芸能・文芸など様々なジャンルにおいて、子どもたちが自ら文化芸術の体験をする機会を創出します。</p> <p>（事業例：こどものアトリエ、こどもの日コンサート、横浜こども狂言会、こども寄席、中高生ビブリオバトル）</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
事業数	12 事業	15 事業

こどもアドベンチャーカレッジ事業		
<p>こどもアドベンチャーカレッジは、市内の小学生に向けて「主体的・対話的で深い学びのきっかけづくり」及び「社会参加のきっかけづくり」の場と機会を提供するため、民間企業や団体、大学、公的機関などの協力を得て実施する、夏休み体験学習プログラムです。</p> <p>子どもたちの主体的な学びのきっかけとして、地域・社会の様々な活動の体験を通じて、学びが将来どのように役立つかを考える機会を提供し、生涯学び続ける姿勢を育成します。</p> <p>【令和5年度実績】 体験型社会教育プログラム「こどもアドベンチャーカレッジ」の参加者数：1,458 人</p>		

思春期保健指導事業【再掲】		
<p>プレコンセプションケアの取組の一つとして、区福祉保健センターや学校等で、思春期の子どもやその親に対して、親子関係、思春期の性等について正しい知識の普及を図り、思春期のこどもの心身の健やかな成長を支援します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
思春期保健指導事業参加者延べ人数	8,266 人/年	8,511 人/年

地域等と連携した子どもの心身の健やかな成長支援【再掲】		
<p>地域にいる健康、医療などの専門家を外部講師として活用し、市立学校の児童・生徒に対して、薬物乱用防止教育、性に関する指導等について正しい知識の普及を図り、こどもの心身の健やかな成長を支援します。</p>		

中学校給食事業
<p>令和8年度から中学校給食の利用を原則とし、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供を行います。地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど、食材や献立を充実し、安全・安心で質の高い給食を提供することで給食を教材とした食育を推進します。</p> <p>また、全員給食に伴い、アレルギー代替食の提供を始めるほか、汁物を食缶方式へと変更し、汁物の具材を充実させることに加え、生徒の意見を聞きながら一層食べやすい献立づくりを目指します。</p>

放課後児童育成事業		
<p>全ての子どもたちに安全・安心な居場所を確保し、豊かな放課後を過ごせるよう、「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」の2つの事業を実施します。</p> <p>両事業において、DXの推進等により、こどもの育成支援に注力できる環境を整備するとともに、職員の人材育成や活動場所の確保、プログラムの充実を進めることで、更なる質の向上を図ります。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
市が実施する人材育成に係る研修を受講した人数	3,373人/年	5,200人/年

放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進		
<p>「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」において、障害のある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもなど、配慮を必要とする児童の受入れの促進に繋がるよう、研修や支援の充実に取り組んでいきます。</p>		

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供 小学生の朝の居場所づくり事業		
<p>子育て世代にゆとりを創出し、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう、全ての放課後キッズクラブ・放課後児童クラブで、小学校の長期休業期間中の昼食提供を進めていきます。また、小学校の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
昼食利用率	— (令和6年度新規)	70%

「こども食堂」等のこどもの居場所づくりに対する支援

こども食堂等の地域主体の取組が一層推進され、こどもにとって安心できる居場所が増えるよう支援します。また、運営団体同士の連携強化や居場所を必要とするこどもに対して情報が広く周知されること等を目的に、運営団体と地域・行政等とのネットワーク構築を進めます。

【令和5年度実績】

地域におけるこどもの居場所の把握数：341 か所

こども・若者の意見を反映した事業の実施

こども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくため、青少年の地域活動拠点や青少年施設等において、ワークショップなどを開催し、中高生等によるイベントの企画立案・運営など、こども・若者の視点を取り入れた事業を実施します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
青少年の地域活動拠点等において、こども・若者の意見を聞き、かつその結果をフィードバックした割合	— (令和6年度新規)	100%

施策分野2

個別ニーズ・状況に応じたこども・子育て家庭への支援

基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

現状と課題

(12) 養育環境に課題を抱える家庭のこども・若者

- 家族の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで、困難や課題を抱えるこども・若者が存在します。
- 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えているこども・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況があります。
- 家庭が抱える問題がこども・若者に表出したものもあることから、課題の解決には、世帯全体を支援する必要があります。世帯全体を支援するためには、行政の支援だけでなく、地域における日頃の見守り活動などにより、早期に世帯の変化に気づき、支援機関につないでいくことも重要です。
- 地域でこども・若者の育成に関わる人材（青少年指導員、民生委員・児童委員、主任児童委員等）と連携して取り組むことが必要です。
- こどもが家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活・学習習慣を身に付けるための機会の確保が必要です。
- 令和6年4月1日施行の改正児童福祉法では、虐待リスクが高いなど養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を提供するとともに児童や保護者の相談に対応することなどが求められています。
- こどもの健やかな成長のためには様々な体験活動が重要であるため、困難や課題を抱えるこども・若者を含め、全てのこどもが多様な体験機会を確保できるよう配慮することが必要です。
- 市立小・中・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、令和5年度 3,692 人と10年間で約 2.6 倍に増加しています。今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定されます。
- 外国にルーツがあるこども・若者は、生活・家庭環境、言語や文化・習慣の違いによる生きづらさや進学・就労へのハンディキャップがあることも見受けられます。

(13) ひきこもり等困難を抱えるこども・若者

- ひきこもりは誰にも起こりうることであり、令和4年度の本市調査では、15歳から39歳までのこども・若者のうち、ひきこもり状態にある人は約13,000人と推計されています。また、公的な相談機関等の利用意向が低く、相談に有用性を感じている人も少ない状況です。さらに、公的な支援機関そのものや支援内容の認知度が低い状況です。

- 本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込むことで、ひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられ、早期発見・早期支援することが求められています。
- 支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援、居場所の提供など、本人の心身の状態に応じた支援が必要です。
- 相談の敷居を下げるためにも、専門家による支援だけでなく、経験者等同じ経験をしている人同士の支えあいによるサポートも必要です。
- ひきこもり等の若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるなど、地域や社会の理解促進が必要です。
- 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要です。
- 本人に対してだけではなく、家族に対する支援も重要です。
- 地域の当事者会、家族会等からは人材や活動場所の確保など、安定した運営に向けた支援が求められています。
- 困難を抱える状態にあっても、自身の悩みごとや困りごとをうまく話すことができないことも・若者が一定数存在します。支援が必要なことも・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型で支援を提供する取組を推進する必要があります。
- 高校中退者等に対する学校教育からの切れ目のない就労支援が必要です。

(14) ヤングケアラー・若者ケアラー

- 子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを各種支援に努めるべき対象としています。年齢や成長に見合わない重い責任や負担が日常化することで学業や友人関係に支障がでてしまうなど、子ども・若者らしい生活が送れずにつらい思いをするだけでなく、将来にも影響を及ぼす可能性があります。
- ケアが日常化することで、子どもにとって成長に必要な機会が奪われている状況が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい状況です。
- 本市調査では、市内の家族の世話をしているこどものうち、自分がヤングケアラーだと思うこどもは、小学5年生で8.6%（全体の1.7%）、中学2年生で6.5%（全体の0.9%）、高校2年生で11.0%（全体の0.6%）となっており、人口から見たヤングケアラーの可能性のあるこどもの推定数は約3,000人です。

図表 -9 家族の世話をしているこどものうち自分がヤングケアラーだと思う割合

（出典）横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果報告書（横浜市子ども青少年局）

- ヤングケアラーの背景にある家庭が抱える課題は多様であることから、見守りや支援等にあたっては、こどもの意向に寄り添いながら、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、家族に

対する適切なアセスメントを行い、世帯全体を支援していく視点を持った支援体制の構築が必要です。

○ ヤングケアラーに関する課題は、若者ケアラーとして 18 歳以降も続いたり、18 歳以降に同様の課題を新たに抱えることもあることから、ヤングケアラーと若者ケアラーへの支援の取組は一体的に行っていく必要があります。

施策の目標・方向性

(15) こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり

- 困難を抱えるこども・若者やその家族に相談機関や支援内容等を周知するとともに、地域住民に向けては、早期発見の必要性の意識啓発に取り組みます。
- 困難を抱えるこども・若者が適切な支援機関につながるよう、小学校、中学校、高校及び大学等に対して、支援施策の理解促進に取り組みます。
- 困難を抱えるこども・若者やその家族を孤立させないよう、青少年指導員、民生委員・児童委員、主任児童委員など、様々な地域人材と連携し、早期に適切な支援につなげます。
- 本人の状況に合わせた社会体験・就労体験の場を提供できるよう、地域の企業・団体への困難を抱える若者に対する理解促進を図ります。
- 関係機関や民間団体等と連携し、困難を抱えるこども・若者への支援方法の共有や質の向上を図ります。
- 不安や悩みごとを抱えるこども・若者に気づきを促し、いつでも気軽に相談できるようSNSによる相談を実施します。

(16) 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実

- 年齢によらない切れ目のない支援や、当事者のみならず、その家族も含めた支援が必要であるため、引き続き、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援を行います。
- 背景にある家庭が抱える多様な課題や、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築します。
- 生活困窮状態にある、あるいは養育環境に課題があるなど、様々な事情から支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、基礎的な生活習慣を身に付けるための寄り添い型生活支援事業や、高校等への進学・中退防止に向けた寄り添い型学習支援事業を実施します。
- 青少年相談センターを中心に、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの3機関が連携し、若者の自立を支援していきます。
- 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた本人・家族への継続的な支援を行います。また、関係機関等への専門的な助言、研修等による人材育成、関係機関や地域との連携など若者支援の中核機関としての取組を強化します。
- 地域ユースプラザは、青少年相談センターの支所的機能を有する身近な地域の相談機関として、困難を抱える若者に関する総合相談、居場所の提供及び社会体験プログラムを実施します。また、区役所等に出張し、専門相談等を実施することで、地域での相談を充実させます。地域で若者の支援活動を行っている団体との連携や、相談支援に協力していただける応援パートナーの養成等を行い、包括的な支

援ネットワークを構築します。

- 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、専門的相談支援やコミュニケーション訓練、職場体験プログラム等の多様な就労支援メニューを提供します。
- 長期にわたって不登校やひきこもり状態にあった若者を対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立に向けて、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直し、他人との関わり方の習得などを行い、若者の社会的、経済的自立に向けた支援を行います。
- ヤングケアラーについては、関係部署や支援団体、地域と連携し、こども・若者の思いや意向に寄り添いながら、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

(17) 切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携

- いじめ、不登校、日本語指導が必要なこどもなど、困難を抱えやすいこどもの育ちや学びを支えていくための支援を、地域や、学校などの関係機関と連携して進めていきます。
- こども、教育、福祉等の関係機関や就労支援機関等と連携しながら、進学時や就労前後の継続的な支援を行います。
- 若年無業や将来的な生活困窮の予防を図るため、高校等の在学中から就職活動の支援などの出張相談を行います。
- 高校中退防止や進路未決定者への支援の充実を図ります。
- 区役所や若者自立支援機関だけでなく、学校や家族会、当事者会などの民間団体と連携して、困難を抱える若者の自立や就労に向けた支援に取り組みます。
- 当事者会や家族会などの民間団体等の活動支援を強化します。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
若者が社会参加している	青少年相談センター、 地域ユースプラザ、 若者サポートステーション の支援による改善者数	1,539 人/年	7,700 人 (累計)
こども・若者の不安や悩み が軽減している	よこはま子ども・若者相談室 の利用者アンケート 「気持ちが悪くなった」 の回答率	68.4%	80%
ヤングケアラーを社会全体 で見守り、支える環境 づくりができています	ヤングケアラー支援研修等の 受講者数	998 人/年	6,000 人 (累計)

主な事業・取組

青少年相談センター事業

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。新たに、不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力、各種研修会での体験談発表等の取組を進め、支援の充実を図ります。また、若者支援に携わる関係機関及び地域団体を対象に研修を実施し、こども・若者が抱える困難や課題について地域支援者の理解を深めるとともに、相談支援のスキルアップを図ります。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①電話相談及び個別支援件数	18,481 件/年	93,000 件 (累計)
②支援者向け研修受講者数	1,528 人/年	7,640 人 (累計)

地域ユースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
新規利用者数	620 人/年	3,100 人 (累計)

若者サポートステーション事業		
「若者サポートステーション」において、働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
ジョブトレ(就労訓練)参加者数	85人/年	430人(累計)

困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)		
来所や電話相談につながりにくい子ども・若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を実施します。友人関係や進学・就職、ひきこもり、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応し、必要に応じて青少年相談センターの支援につなげます。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
相談対応件数	2,656件/年 (9月から事業開始)	5,110件/年

ヤングケアラー支援事業		
<p>ヤングケアラーの様々な負担の軽減や本人やその家族を見守り・支える環境づくりを進めるため、ピアサポート等の悩み相談を行う支援団体や当事者同士で悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを実施する団体に補助をするとともに、SNS相談を、よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。</p> <p>また、ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向けの研修を実施するとともに、庁内及び関係機関との支援体制を構築します。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等がヤングケアラーに関する研修から得た知識、情報を基に、学校内で普及、啓発を図るとともに、教育相談に取り組みます。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
ヤングケアラー支援団体数	2団体	9団体

子ども・若者の意見を聴く取組の推進		
<p>青少年相談センター、地域ユースプラザ、SNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)の利用者に対して、それぞれアンケートを行い、子ども・若者の意見を聴取します。いただいた意見を事業内容に反映させるなど、ニーズをよりの確に踏まえ、支援の充実に取り組んでいきます。</p> <p>【令和5年度実績】</p>		

アンケート実施数：1回/年 ※各事業においてそれぞれ実施

教育相談の充実

児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるような仕組みづくりを推進します。

また、各小中学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置することで、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見に努めます。

令和11年度開設予定の教育センターにおいて、児童生徒・保護者の利便性の向上のための教育相談のワンストップ化を行います。

【令和5年度実績】

スクールカウンセラーの人数：59人

保護者教室の開催【再掲】

特別な支援が必要なこどもの保護者を対象として、こどもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える保護者教室を開催し、子育ての不安解消につなげます。

【令和5年度実績】

年間開催数：7回

不登校児童生徒支援事業

中学校の特別支援教室等を活用した校内ハートフル事業や学校外の居場所である教育支援センターの機能拡充、ICTやオンラインを活用した支援など、民間とも連携しながら一人ひとりの特性や状態に応じた重層的な支援を進め、不登校児童生徒の安心できる居場所と一人ひとりに合った学びの機会の確保を目指します。

また、保護者向け講演会や保護者同士の情報交換会を実施するなど、不登校児童生徒及び保護者を孤立させないよう、支援します。

不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの居場所づくり

地域の主体的な取組への支援や既存施設の活用など、不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの多様な居場所づくりを進めていきます。

地域等と連携したいじめ等の防止

児童生徒を取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化多様化している中、学校だけでなく、地域等と連携して、児童生徒の健やかな育ちを見守るべく、学校運営協議会や地域学校協働活動、放課後学び場、よこはま学援隊等において、研修の実施や新たな見守り体制構築の支援等により、地域ぐるみ

の体制を構築していきます。

こどもが抱える様々な課題を早期に発見し、必要な支援につないでいくため、小学校と放課後児童健全育成事業所等が必要な情報を共有し、連携して小学生の見守りを推進していきます。

こども家庭センターでは、個別の悩みや困りごとを抱えるこども自身が、相談・支援につながるができる環境を整えるとともに、地域の中での見守りや、こどもたちの安全・安心を守る取組を推進します。

「横浜子ども会議」では、中学校ブロックの取組やいじめについての話し合いを中心に、保護者や地域とともに「社会総がかり」でいじめの未然防止の取組を進めます。

外国につながるこどもたちへの支援事業

学校の授業が分からなかったり、悩みを抱えたりする外国につながるこどもたちを支援する取組を国際交流ラウンジが中心となって行っていきます。学習支援教室や居場所づくりなど、外国につながるこどもたちへの支援の充実を図っていきます。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
国際交流ラウンジが学習支援教室をはじめとする外国につながる子どもたちへの支援を行っている取組数	7件	20件

日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

国の方向性も踏まえ、日本語支援拠点施設による初期の集中的な支援体制の更なる充実を図っていくとともに、日本語講師、母語支援ボランティア、学校通訳ボランティア、外国語補助指導員などの支援員による支援体制の充実を図っていきます。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍校で活躍していくためには、教職員、担当教員による支援が不可欠であることを踏まえ、教職員、担当教員への支援、育成の更なる充実に取り組んでいきます。

【令和5年度実績】

日本語支援拠点施設入級者数（プレクラス参加人数）：374人

研修受講教員数：1,804人

寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題があるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、将来の自立に向けてたくましく生き抜く力を身に付けることができるよう、それぞれの状況に応じた適切な生活支援や学習支援等を実施します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度

利用児童アンケートの回答率	—	60%
---------------	---	-----

寄り添い型学習支援事業		
<p>様々な事情から、生活困窮や養育困難などの課題を抱えている世帯の子どもを対象に、将来の自立のための高校進学に向けた学習支援を行います。学力の向上に加え、将来自立した生活を送れるようにするための様々な部分での成長を促します。また、進学後の中退防止の取組として、居場所や学び直しの場の提供、高校等への登校の継続への動機付け等を行います。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度 (※)
寄り添い型学習支援事業利用児童の 高校進学率	98.4%	99%

放課後学び場事業		
<p>家庭での学習が困難などの状況があり、学習習慣が十分に身に付いていない小中学生に対して、放課後等に学習支援を実施し、子どもたちの学習習慣の確立と基礎学力の向上を図ることで、子どもたちの自己肯定感や将来の夢をはぐくんでいきます。</p>		
【令和5年度実績】		
放課後学習支援の実施校数：小学校37校、中学校69校		

経済的に困難を抱える世帯への就学援助等		
<p>経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小中学校及び義務教育学校の個別支援学級に通学する人の経済的負担を軽減することを目的とした就学奨励費の支給や、高等学校への修学が経済的に困難で、学業優秀な生徒に対する給付型奨学金制度を実施します。</p>		
【令和5年度実績】		
高校生向け給付型奨学金支給者数：2,000人／年		

保護者教室の開催【再掲】		
<p>特別な支援が必要な子どもの保護者を対象として、子どもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える保護者教室を開催し、子育ての不安解消につなげます。</p>		
【令和5年度実績】		
年間開催数：7回		

自殺対策事業		
<p>第2期横浜市自殺対策計画（令和6年度～令和10年度）では、「子ども・若者の自殺対策の強化」を重点施策に位置づけ、若年層の悩みの解決に向けた相談体制の充実や、子どものSOSや悩みを受</p>		

け止める取組を推進しています。

学校や家庭、地域における、こどもの悩みを受け止める体制づくりを進めるために、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげる、「ゲートキーパー」の養成を推進します。また、様々な不安や悩みを抱える人を相談につなげるため、インターネットを活用した相談事業を実施します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①ゲートキーパー研修等受講者数	21,569人 (令和5年度末累計)	36,000人(累計) (令和10年度)
②インターネットを活用した相談事業 (相談先表示クリック数)	133,887回 (令和5年度末)	130,000回 (令和10年度)

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する
量の見込み・確保方策

(作成中)

第6章 計画の推進体制等について

(作成中)

参考資料

(作成中)

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案

令和6年10月発行

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061

Email：kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html>